内閣官房令

○内閣官房令第六号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第九条、第二十三条及び第二十五条並びに行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第四条、第十一条及び第十二条並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第六項、第七項及び第九項並びに国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第四条の二及び第九条の八第二項の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

職員の退職管理に関する内閣官房令等の一部を改正する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前

別記様式第１（第３条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年　月　日（第　号）

再就職等監視委員会委員長（再就職等監察官）　殿

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の３第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　名	生年月日（年齢） 年　月　日生（　歳）
在職機関※ 官　職	所属局課（職名）
俸　給　　職俸給表（　）　級　号俸	
現在の職務内容	
離職予定日　　年　月　日	

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

２　承認の申請に係る利害関係企業等

□ 営利企業　□ その他の法人 名　称		本社所在地
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	□ 営利企業　□ その他の法人 子法人の名称	本社所在地
	業務内容	

別記様式第１（第３条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年　月　日（第　号）

再就職等監視委員会委員長（再就職等監察官）　殿

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の３第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

１　申請者

（ふりがな）（　　） 氏　名　　㊞	生年月日（年齢） 年　月　日生（　歳）
在職機関※ 官　職	所属局課（職名）
俸　給　　職俸給表（　）　級　号俸	
現在の職務内容	
離職予定日　　年　月　日	

※ 府省等、行政執行法人又は都道府県警察の名称を記載すること。

２　承認の申請に係る利害関係企業等

□ 営利企業　□ その他の法人 名　称		本社所在地
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	□ 営利企業　□ その他の法人 子法人の名称	本社所在地
	業務内容	